

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。

本法はトルクメニスタン政府ウェブサイト

(<https://turkmenistan.gov.tm/ru/post/54969/zakon-turkmenistana-o-gosudarstvenno-chastnom-partnyorstve>)

掲載の露文資料に基づく。

トルクメニスタン官民パートナーシップ法

本法は、官民パートナーシップの法的基盤、その実施方法を定め、官民パートナーシッププロジェクトの準備と実施の過程で生じる関係を規制する。

第 I 章 総則

第 1 条 本法の目的および適用範囲

1. 本法が目的とするのは、官民パートナーシップ分野における関係の規制、またインフラ設備開発のプロジェクト・計画・プログラムの実施において、物的・財政的・知的・科学技術的その他の資源を集中させるための法的条件の整備、利益とリスクのバランスの確保、予算外資金の誘致である。
2. 本法は、トルクメニスタン法「国家需要のための物品供給、作業遂行、サービス提供入札法」によって規制される関係、トルクメニスタン法「炭化水素資源法」に従って行われる石油関連業務および法秩序、国防力、国家安全保障の確保に向けた特別活動には適用されない。

第 2 条 トルクメニスタン官民パートナーシップ関連法令

トルクメニスタン官民パートナーシップ関連法令は、トルクメニスタン憲法に基づき、トルクメニスタン民法、本法およびその他のトルクメニスタンの諸法規から構成される。

第 3 条 基本的概念

本法では、以下の基本的概念が適用される。

- 1) 官民パートナーシップ：国側と民間側のパートナーが、官民パートナーシッププロジェクトを準備・実施するためにその資源を統合することにより、法的に一定期間形成された、互恵的協力関係。
- 2) 官民パートナーシッププロジェクト：経済・社会・インフラ問題の解決を目的とし、民間投資の誘致および（または）経営に関する優れた経験の導入に基づいて実施される、一連の措置の総体。
- 3) 官民パートナーシッププロジェクト構想：国側イニシエーターおよび（または）民間側イニシエーターが立案する文書で、実施決定を選択するに至った根拠を示し、官民パートナーシッププロジェクトの費用と概要を定め、効果と喫緊性の根拠、実施における主な特徴と特色、また誘致した投資から経済的利益を確保するメカニズムを記載しているもの。
- 4) 官民パートナーシップ協定：官民パートナー間の民法上の契約で、本法に規定された手順と条件に従って締結される。
- 5) 官民パートナーシップ対象物：資産、資産コンプレックスおよび社会・経済インフラ、官民パートナーシップの枠内で行われる設計、建設、創設、供給、融資、改築、近代化、運用、保守、また官民パートナーシッププロジェクトの実施中に投入される作業（サービス）およびイノベーション。
- 6) 官民パートナーシップ対象物のアベイラビリティ・ペイメント：官民パートナーシップ対象物の利用（運用）および（または）保守期間中に、官民パートナーシップ協定に基づき、国側パートナーから民間側パートナーに対して行われる、対象物のアベイラビリティ確保のための支払。

- 7) 国側パートナー：トルクメニスタンの名において活動する行政機関、およびトルクメニスタン閣僚会議に授権されたその他の機関（組織）。
- 8) 民間側パートナー：官民パートナーシップ協定を締結した法人（資本金の50%以上が国に帰属する法人を除く）、外国組織、法人格を持たずに事業活動を行う自然人である個人事業主。
- 9) 利用料：官民パートナーシッププロジェクト実施の枠内で、民間側パートナーが、官民パートナーシップ協定に基づいて商品（作業、サービス）の消費者から徴収する代金。
- 10) 協定対象物の運用：商品生産、作業遂行、サービス提供など協定で定められた活動を、協定で定められた手順と条件で実施するために、協定対象物を使用すること。
- 11) 協定対象物の保守（メンテナンス）：協定対象物をその指定された目的に沿って正常、安全、運用可能な状態に維持することを目的とした一連の措置、および一時的または本格的修繕の実施。

第4条 官民パートナーシップの基本原則

官民パートナーシップの基本原則は以下の通りである。

- 1) 法の支配
- 2) 経済活動の規制における社会志向
- 3) 公正な競争
- 4) 官民パートナー間の利益とリスクのバランス確保
- 5) 官民パートナー間の平等
- 6) 環境の保護
- 7) 官民パートナーシップの実施における規則と手続の透明性
- 8) 官民パートナーシッププロジェクトの効率性

第II章 官民パートナーシップの国家規制

第5条 官民パートナーシップ分野における国家政策の基本方針

官民パートナーシップ分野における国家政策の基本方針は以下の通りである。

トルクメニスタンの経済成長の促進および持続可能な発展の確保。

官民パートナーシップ分野における国家プログラムの実施。

社会・経済インフラの形成、復元、運用、維持における支援。

社会・経済インフラの運用および保守の質の向上。

公共サービスのデジタル化および質の向上、またサービスへのアクセスの拡大。

外国投資を含む、民間部門からの資金調達を確保するための条件整備。

科学研究への国家的支援、官民パートナーシップの制度的・法的基盤の開発および改善のための最新の手法・テクノロジーの導入

第6条 官民パートナーシップ分野で国家規制を実施する機関

官民パートナーシップ分野における国家規制は、トルクメニスタン閣僚会議およびトルクメニスタン財務・経済省（以下、被授権機関）によって行われる。

第7条 官民パートナーシップの分野におけるトルクメニスタン閣僚会議の職権

トルクメニスタンの閣僚会議は、以下を行う。

官民パートナーシップ分野における統一的国家政策を定める。

被授権機関の推挙を元に官民パートナーシッププロジェクトにおける国側パートナーを定める。

官民パートナーシップ分野における法規を採択する。

経済の各部門に照らし、官民パートナーシッププロジェクト構想を承認するための限度額を設定する。

設定された限度額を超える官民パートナーシッププロジェクト構想を承認する。

官民パートナーシッププロジェクトの登録簿作成手順を定める。

トルクメニスタンの法令に従い、その他の権限を行使する。

第8条 被授權機関の職権

被授權機関は以下を行う。

- 官民パートナーシップ分野において、国家政策を実施する。
- 官民パートナーシップ分野における国家プログラムの作成および実施に参加する。
- 官民パートナーシッププロジェクトの準備と実施を調整する。
- 官民パートナーシップ分野における国家プログラムの実施、また官民パートナーシッププロジェクト構想立案において、各省庁、地方行政機関を支援する。
- 投資家、国際金融機関、その他の官民パートナーシップの参加者との協力関係を構築する。
- 官民パートナーシップ分野における方法論的文書、ガイドライン、指示書を作成および承認する。
- 官民パートナーシッププロジェクトの技術的・経済的なパラメータを検討し、それに対する意見を提出する。
- 定められた手順に従い、官民パートナーシップ協定の協定書ひな形を作成し、承認する。
- 官民パートナーシッププロジェクトの登録簿を作成する。
- 官民パートナーシッププロジェクトの準備と実施を支援する。
- 官民パートナーシッププロジェクト構想の承認、却下、または修正のための返却を行う。
- 本法に規定のある場合、官民パートナーシッププロジェクト構想をトルクメニスタン閣僚会議に提出し、承認を得る。
- 入札書類および官民パートナーシップ協定の草案の承認手続きを実施する。
- 官民パートナーシップ分野の専門家の教育、再教育、スキルアップを実施する。
- 官民パートナーシップに関する事項の説明を行う。
- 官民パートナーシッププロジェクトの進捗状況を監視する。
- 官民パートナーシッププロジェクトの準備のために専門コンサルタントを招聘する。
- トルクメニスタンの法令に従い、その他の権限を行使する。

第三章 官民パートナーシップ協定の当事者、その権利と義務

第9条 官民パートナーシップ協定の当事者

1. 官民パートナーシップ協定の当事者は、国側パートナーおよび民間側パートナーである。
官民パートナーシップ協定の当事者には、金融機関および官民パートナーシッププロジェクトに融資を行うその他の機関も含むことができる。
2. 国側パートナーに授權された国営企業および（または）組織は、国側パートナーの一員として行動し、官民パートナーシップ協定に基づき、国側パートナーの義務を引き受けることができる。この国側パートナーは、官民パートナーシップ協定に基づく義務の履行について、全責任を負うものとする。
3. 民間側パートナーは、官民パートナーシップ協定に基づく権利と義務を、国が資本金の50%を超える持分を保有する企業を除き、1つまたは複数の組織に委譲することができる。この際民間側パートナーは、官民パートナーシップ協定に基づく義務の履行について、全責任を負うものとする。

第10条 官民パートナーシップ当事者の権利と義務

1. 国側パートナーは、以下の権利を有する。
官民パートナーシップ協定の条件履行状況について、民間側パートナーに報告を求め、受ける。
官民パートナーシップ協定の条件履行を管理し、官民パートナーシッププロジェクトの実施結果の評価を行う。
トルクメニスタンの法令および官民パートナーシップ協定の条件の遵守を監視する過程で、明らかになった違反の排除を要求する。
官民パートナーシッププロジェクトにおいて、民間側パートナーの過失により発生した損失に対して補償を請求する。

- 官民パートナーシッププロジェクトを準備するために、コンサルタントを招聘する。
2. 国側パートナーは、以下の義務を負う。
トルクメニスタンの法令および官民パートナーシップ協定の要件を遵守する。
入札参加者に入札書類を提供し、入札書類の規定について説明する。
官民パートナーシッププロジェクトが実施される場所と対象物を知るために必要な条件を、入札参加者に提供する。
民間側パートナーに、活動の実施を目的とした財産を、所有および（または）使用に供する。
官民パートナーシップ協定の実施に必要なライセンスや許可の取得において、民間側パートナーを支援する。
官民パートナーシップ協定に署名した日、またはそれを然るべく修正または補足した日から10営業日以内に、国側パートナーが締結した官民パートナーシップ協定の写し（附属文書、協定の修正または補足を含む）を被授權機関に提出する。
民間側パートナーが自らの投資・収益を自由に管理・処理する権利、または資産や官民パートナーシップ協定で定められた活動を管理・統制する権利を制限しない。
民間側パートナー、または民間側パートナーが招聘した第三者が実施する活動に介入しない。
トルクメニスタンの法令および官民パートナーシップ協定に規定される責任を負う。
 3. 民間側パートナーは、以下の権利を有する。
官民パートナーシッププロジェクトを実施するために、必要かつアクセス可能な情報を国側パートナーから受け取る。
官民パートナーシップ協定の条件を変更するための提案を提出する。
官民パートナーシッププロジェクトにおいて、国側パートナーの過失により発生した損失に対する補償を請求する。
 4. 民間側パートナーは以下の義務を負う。
トルクメニスタンの法令および官民パートナーシップ協定の要件を遵守する。
トルクメニスタンの法令および官民パートナーシップ協定に規定される責任を負う。
 5. 民間側パートナーは、官民パートナーシップの条件に基づいて提供された土地区画を、他の法人および個人に譲渡する権利を有しない。

第IV章 官民パートナーシッププロジェクトの発起と準備

第11条 官民パートナーシッププロジェクトの発起

1. 官民パートナーシッププロジェクトは、国家機関（組織）（以下、国側イニシエーター）および（または）個人事業主または法人（以下、民間側イニシエーター）が発起することができる。
2. 官民パートナーシッププロジェクトの発起は、以下を含む。
官民パートナーシッププロジェクト構想の作成。
評価、合意、承認のための、官民パートナーシッププロジェクト構想の然るべき政府当局への提出。
被授權機関による、官民パートナーシッププロジェクト構想の審査、承認、却下、または修正のための返却。
国側パートナーまたはトルクメニスタン閣僚会議による、合意済み官民パートナーシッププロジェクト構想の承認。
被授權機関による、官民パートナーシッププロジェクト構想の官民パートナーシッププロジェクト登録簿への登録。

第12条 国側イニシエーターによる官民パートナーシッププロジェクトの準備

1. 国側イニシエーターは、原則として、自らが管轄する経済・社会分野の重点分野において、官民パートナーシッププロジェクト構想を立案する。
2. 官民パートナーシッププロジェクトの準備は、官民パートナーシッププロジェクトの合理性および効率性、またその実施における最適な形態を明らかにするための、事前の財務計算に基づ

いて行われ、特に以下を考慮する。

官民パートナーシッププロジェクトの財務・経済効率性の指標。

官民パートナーシップ協定に基づき、民間側パートナーが設計、創設、融資、改築、運用または保守する官民パートナーシップ対象物の構成およびパラメータ。

民間側パートナーによる投資見込額およびトルクメニスタン国家予算からの予定額。

国側および民間側パートナーの義務。

民間側パートナーに提供される公的支援の種類。

交渉期限。

官民パートナーシップ対象物の使用に伴って提供される商品（作業、サービス）の入手条件。

3. 住民、消費者、商品（作業、サービス）利用者の利益を考慮するため、官民パートナーシッププロジェクトの準備は、公開審議を付随させることができる。

第13条 民間側イニシエーターによる官民パートナーシッププロジェクトの準備

1. 民間側イニシエーターは、官民パートナーシッププロジェクト構想を作成し、国側パートナー候補に提出する権利を有する。官民パートナーシッププロジェクト構想は、既存の問題を解決するための革新的なアプローチを含み、双方にとって受け入れ可能なバランスのとれた利益を提供するものでなければならない。
官民パートナーシッププロジェクト構想の提出に先立ち、民間側イニシエーターは、国側パートナー候補と事前協議を行うことができ、官民パートナーシップに関する情報交換も行うことができる。
2. 官民パートナーシッププロジェクト構想を受領した国側パートナー候補は、30暦日以内にその実施を承認するか否かを決定する。
3. 民間側イニシエーターの官民パートナーシッププロジェクト構想が承認された場合、国側パートナー候補はこの構想を、合意のために被授権機関に送付する。
4. 官民パートナーシッププロジェクトの実施を却下する根拠は以下の通りである。
民間側イニシエーターが、本法に定める申請者の要件を満たしていない場合。
官民パートナーシップの対象物に対する国側パートナー候補の経営管理権または運用管理権の欠如。
官民パートナーシップの対象物の設計、建設、創設、融資、改築、運用、保守の必要性の欠如。
プロジェクト実施の経済的合目的性および（または）社会的必要性の欠如。
5. 官民パートナーシッププロジェクト構想が承認された場合、国側パートナー候補および被授権機関は、5暦日以内に官民パートナーシッププロジェクト構想を自らの公式ウェブサイトおよびその他の専用ウェブサイトで公表し、他の候補者に官民パートナーシッププロジェクトの実施に対する関心を表明するよう呼びかけを行う。
6. 官民パートナーシッププロジェクト構想の公表日から45暦日以内に、個人事業主または法人が国側パートナー候補に対し、官民パートナーシッププロジェクト実施への関心を表明しなかった場合、国側パートナー候補は、本法第21条に基づき、官民パートナーシッププロジェクトの実施を決定し、民間側イニシエーターとの交渉を始め、被授権機関と官民パートナーシップ協定案の合意を行い、官民パートナーシップ協定案が被授権機関により合意された日から60日以内に、入札なしで民間側イニシエーターと官民パートナーシップ協定を締結する。
個人事業主または法人が官民パートナーシッププロジェクトの実施に関心を表明した場合、官民パートナーシッププロジェクトの実施のための民間側パートナーは、入札に基づき決定される。
7. 民間側イニシエーターは、入札の落札者または予備落札者の負担で、官民パートナーシッププロジェクト総費用の1%以内の金額で、官民パートナーシッププロジェクトの準備に費やした費用の弁済を受けることができる。

第14条 官民パートナーシッププロジェクト構想の承認

1. 総費用が設定された限度額内の官民パートナーシッププロジェクト構想の承認は、被授権機関の合意を受け、国側パートナーが自身の裁量で行う。
2. 総費用が限度額を超える官民パートナーシッププロジェクト構想の承認は、トルクメニスタン

閣僚会議によって行われる。

3. 官民パートナーシッププロジェクト構想が承認され、官民パートナーシッププロジェクトの登録簿に登録された後、国側パートナーは30暦日以内に、官民パートナーシッププロジェクトの準備と実施の決定を行う。

第15条 官民パートナーシッププロジェクト登録簿

1. 官民パートナーシッププロジェクト登録簿は、実施中の官民パートナーシッププロジェクトに関するデータおよび情報を含む統合情報システムである。
2. 官民パートナーシッププロジェクト登録簿は、被授権機関の公式ウェブサイトに掲載され、誰もがアクセス可能な情報資源である。
3. 官民パートナーシッププロジェクト登録簿は、被授権機関によって管理される。
官民パートナーシッププロジェクト登録簿の管理手順は、トルクメニスタン閣僚会議が定める。

第16条 官民パートナーシッププロジェクトに関する情報

構想、民間側パートナー選定の条件および規準に関する情報、官民パートナーシップ協定の主要条項、官民パートナーシッププロジェクトの準備および実施過程に関する情報等、官民パートナーシッププロジェクトに関する情報は、国側パートナーおよび被授権機関の公式ウェブサイトに掲載されなければならない。

第V章 民間側パートナーの選定

第17条 官民パートナーシップ協定締結権のための入札

1. 国側パートナーは、入札または直接交渉の結果決定される民間側パートナーと、官民パートナーシップ協定を締結する。
2. 官民パートナーシッププロジェクトでは、二段階入札が行われる。
二段階入札には、入札者の事前資格審査および落札者選定の二段階が含まれる。
3. 二段階入札は、次の手順で実施される。
第一段階では参加申込書の審査、および入札書類の条件に定められている概念的および技術的解決策に基づいて作成された、入札提案書の評価を行う。入札対象のパラメータについて入札者と話し合うことは認められる。
第二段階では、同封の技術的・商業的（財務的）提案書が、必須の価格（料金）記載と共に、入札対象の確認済みパラメータを考慮して、審査および評価される。
4. 二段階入札の手続は以下を含む。
入札公示のメディアでの公開、国側パートナーおよび被授権機関の公式ウェブサイトへの掲載。
入札者からの正式な入札参加申込書の受理。
国側パートナーによる入札者への事前資格審査書類の送付。
入札者の資格を確認する事前資格審査データの収集および評価。
事前資格審査に合格した入札者のリストの作成。
国側パートナーが、入札書類および入札書（提案書）提出要請書を送付。
入札者が、入札のための技術的・商業的（財務的）提案書を提出。
入札者からの入札書（提案書）の開札。
入札書（提案書）の評価。
落札者の決定。
落札者との官民パートナーシップ協定の締結。
5. 事前資格審査申請書の受付期間は、入札公示日から30暦日以上とする。
事前資格審査には、少なくとも2社の入札者が参加することが必要である。
6. 入札の落札者選定段階で、国側パートナーは、事前資格審査に合格した入札者に対し、入札書（提案書）提出要請書および官民パートナーシップ協定書案を送付する。
7. 入札書（提案書）の締切は、入札書（提案書）の提出要請書に明記するものとし、その要請書を事前資格審査合格者に送付した日から45暦日以上とする。

8. どの入札者も、複数の入札書（提案書）を提出することはできない。入札者は、入札委員会への入札書（提案書）の提出締切前であれば、いつでも入札書（提案書）の修正または辞退を行うことができる。
9. 入札書（提案書）の評価は、入札委員会が定めた期間内に行われる。入札書（提案書）の評価は、入札委員会が定めた入札規準ごとに行われる。
10. 入札者またはその代理人は、入札書（提案書）の評価に立ち会う権利を有しない。評価期間中、入札委員会は、説明のため、また追加情報の要求や、提出された書類の正確性の確認のために、入札者を召喚する権利を有する。入札者および（または）その受任者は、落札決定に立ち会うことができる。
11. 入札委員会は、すべての入札者の入札書（提案書）が入札書（提案書）提出要請書の要件を満たしていないと判断した場合、入札の無効を認定し、再入札を発表する権利を有する。再入札は、入札実施手続の定める手順に従って実施される。
12. 入札委員会は、落札者に関する情報を国側パートナーおよび被授權機関の公式ウェブサイトで公表する。
13. 入札者が入札に参加するために支出した費用は、本法第13条に定める場合を除き、弁済されない。

第18条 入札書類

1. 国側パートナーは、官民パートナーシップ協定締結権の入札について規定する入札書類を準備し、被授權機関と合意し、承認する。
2. 入札書類は、以下の内容を反映しなければならない。
 - 入札者の資格要件確認書類の要件。
 - 官民パートナーシップ対象物の技術的・経済的指標。
 - 官民パートナーシップ対象物の設計、建設、融資、改築、運用、保守の期間。
 - 官民パートナーシップ対象物または民間側パートナーが提供するサービスの品質に対する指標または要件。
 - 官民パートナーシップ協定を履行するために国側パートナーから民間側パートナーに提供される融資額、財産または財産権のリスト。
 - 官民パートナーシップ協定に対し、当事者双方が負うリスク。
 - 官民パートナーシッププロジェクトのパラメータを表す通貨、および計算に使用される為替レート。
 - 入札規準に関する記載。
 - 入札書（提案書）の内容、入札書（提案書）提出の方法、場所、締切および有効期限。
 - 入札書（提案書）に関する担保の条件。
 - 入札書（提案書）の開札手続、場所、日時
3. 官民パートナーシップ協定案は、入札書類の不可欠な一部分を成す。
4. 国側パートナーは、被授權機関との合意により、入札書類の修正および補足を行う権利を有する。国側パートナーは、入札書類の修正および（または）補足を決定した日から5暦日以内に、入札書類の修正および（または）補足についてすべての入札者に通知しなければならない。この場合、入札者が変更および（または）補足について考慮する時間のために、国側パートナーは、入札書（提案書）の締切を30暦日以上延長する。

第19条 入札規準

1. 入札規準は明確でなければならない。差別的条項を含んではならない。
2. 官民パートナーシッププロジェクトの実施に関心を表明すべく入札に参加する場合、入札者は以下の規準に沿っていなければならない。
 - 法的能力を有していること。
 - 官民パートナーシップ協定に基づく義務の履行に必要な資金のおよび（または）物質的、技術的および（または）専門性の高い人的資源を有していること。
 - 利益相反のおそれのある事由がないこと。
3. 組織再編、清算および（または）破産中の者は、入札に参加することができない。

4. 落札者選定段階で用いられる規準には、以下を定める。
国側パートナーおよび民間側パートナーによる支払額。
限度額および料金。
官民パートナーシップ協定の実施のために民間側パートナーが調達した資金額。
民間側パートナーに提供される公的支援の規模と種類。
官民パートナーシップの対象物の設計および（または）建設、創設、改築、近代化、運用および保守の期間。
官民パートナーシップ協定の有効期限。
官民パートナーシッププロジェクトの技術上およびテクノロジー上の利点、機能的および革新的な特性。

第20条 入札委員会

1. 国側パートナーは、トルクメニスタン閣僚会議と合意の上、官民パートナーシップ協定締結権を得るための入札の落札者を決定するために、入札委員会を設立する。
2. 入札委員会は、国側パートナーおよび被授權機関の代表者を必ず含む。
3. 入札委員会の議長は、国側パートナーの代表者が務める。被授權機関の代表者は、審議参加権を持って入札委員会に参加する。
4. 入札委員会は、奇数の委員で構成されなければならない。
5. 入札委員会は、委員の総数の4分の3以上が会議に出席した場合に、採決を行う権限を有する。この際入札委員会の各委員は、1票の投票権を有する。
6. 入札委員会の決定は、投票を行った入札委員会委員総数の単純多数決によって行われる。同数の場合には、入札委員会の議長が決定票を有するものとする。
7. 入札委員会は、その会議について議事録を作成し、出席した委員全員がこれに署名しなければならない。
8. 入札委員会の委員は、会議で提起された問題に対して利害が対立する場合、辞退することが必要であり、その問題に関する投票には参加しない。その旨は議事録に記録される。

第21条 直接交渉

次の各項の場合、国側パートナーの決定に基づき、双方は入札によらず直接交渉により官民パートナーシップ協定を締結することができる。

官民パートナーシッププロジェクトの実施の前提となる知的活動の成果に関する独占権、その他の独占権、土地区画、その他の不動産、その他の財産が特定の者に帰属している場合。
トルクメニスタン大統領令および大統領決定により決定された場合。

第VI章 官民パートナーシップ協定

第22条 落札者との官民パートナーシップ協定の締結

1. 国側パートナーは、入札書類に定められる条件、期間、手続に従って、落札者と官民パートナーシップ協定を締結する。
2. 入札書類に定められた期間が満了しても、落札者が官民パートナーシップに協定に署名を行わなかった場合、または入札委員会が落札者の提出した情報が実情に即していないことを発見した場合、入札委員会は落札者の失格を決定し、予備落札者を落札者と認定して、落札者と同じ条件で官民パートナーシップ協定を締結することを、落札者の失格を決定した日から10暦日以内に、予備落札者に申し出なければならない。入札委員会が官民パートナーシップ協定締結の申出書を送付した日から30暦日以内に、予備落札者から前向きな回答を得られなかった場合、入札委員会は入札を無効とし、新たな入札を公示する。

第23条 官民パートナーシップ協定の基本条件

1. 官民パートナーシップ協定は、本法に規定された手順および条件により、官民パートナー間で締結される文書である。

2. 官民パートナーシップ協定は、以下に関する情報を含まなければならない。
 - 官民パートナーシップ協定の双方の当事者。
 - 官民パートナーシップ協定の対象物。
 - 当事者双方の権利と義務。
 - 国側パートナーと民間側パートナーとの間のリスク配分。
 - 官民パートナーシップの対象物の技術的・経済的指標（官民パートナーシップ協定に基づいて、官民パートナーシップ対象物の設計、建設、創設、融資、改築、運用、保守のために譲渡されたまたは譲渡されるその他のものの記載を含む）、目的、使用期間。
 - 官民パートナーシップのプロジェクトに関連した作業実施（サービスの提供）の期間と手順。
 - 関連するインフラおよび官民パートナーシッププロジェクトに関する双方の権利の分配、またその譲渡手順。
 - 官民パートナーシッププロジェクトの実施に必要な土地区画提供の手順と手続、土地区画に関するその他の条件。
 - 民間側パートナーによって提供される商品、作業、サービスの価格・料金の設定および変更の条件。
 - 双方による義務の履行確保の方法、規模、期限。
 - 官民パートナーシップ協定の有効期限およびその決定手順。
 - 報酬、アベイラビリティ・ペイメント、利用料、民間側パートナーの国側パートナーに対する支払、および（または）官民パートナーシッププロジェクトの実施による収益の分配を含むその他の支払の形態、金額、期限、条件、手順。
 - 官民パートナーシップ協定に変更および補足を加えるための手順。
 - 官民パートナーシップ協定の終了の事由・手順・条件、期限前終了の場合の支払の金額および手順。
 - 官民パートナーシッププロジェクト実施の監視および管理手順。
 - 保険の義務。
 - プロジェクト文書の作成義務。
 - 官民パートナーシップ協定義務違反に対する双方の責任。
 - 紛争解決のための手順。
 - トルクメニスタンにおける労働者の募集および使役に適用される条件。
 - 民間側パートナーおよびその関連会社の財産に関して、民間側パートナーの所有割合およびその他の財産権に関する要件。
 - 機密保持。

第24条 官民パートナーシップ協定の有効期限

1. 官民パートナーシップ協定の有効期限は、3年以上45年以下でなければならない。
2. 官民パートナーシップ協定の双方は、本条第1項に定める期間の範囲内で、官民パートナーシップ協定に定められている場合および条件により、その有効期限を延長または短縮することで合意することができる。

第25条 官民パートナーシップ協定の修正、補足、または破棄の根拠

1. 官民パートナーシップ協定は、トルクメニスタンの法令または官民パートナーシップ協定に別段の定めがない限り、双方の合意または裁判所の決定により修正、補足または破棄することができる。
2. 双方のうち一方の要求があった場合、官民パートナーシップ協定は、以下の場合に限り、裁判所の決定により修正または破棄することができる。
 - 他方の当事者による官民パートナーシップ協定の重大な違反があった場合。
 - 法令または官民パートナーシップ協定に規定されるその他の場合。
3. 双方のうち一方による官民パートナーシップ協定の重大な違反とみなされるのは、官民パートナーシップ協定を締結した時点で予定されていた権益を、大きく失わせるような損害を与えた場合である。
4. 官民パートナーシップ協定の履行のすべてまたは一部を一方的に放棄し、その放棄が法律または協定により認められている場合、官民パートナーシップ協定は破棄されたものとみなす。

第26条 官民パートナーシップ協定の実施に関わる財産

1. 官民パートナーシップ協定は、国側パートナーが民間側パートナーに対して、官民パートナーシップの対象物を構成する財産および（または）官民パートナーシッププロジェクトの実施に必要なその他の財産を、所有および使用するために譲渡する義務を、定めることができる。この譲渡は、官民パートナーシップ協定に基づき行われる。この譲渡には、追加の契約または協定の締結を必要としない。
2. 所有権を有する官民パートナーシップ協定の双方は、官民パートナーシッププロジェクトの実施に必要な範囲で、土地区画、その他の不動産・動産および無形資産の賃貸、所有、使用、その他の財産権などの権利を、相互に付与することができる。

第27条 土地区画の提供

1. 官民パートナーシップの対象物が所在する土地区画、および（または）官民パートナーシップ協定に定められる活動を実施するために必要な土地区画は、官民パートナーシップ協定に定める期間、民間側パートナーに提供される。
2. 土地区画は、官民パートナーシップ協定に基づく義務の履行契約により、競争入札を行うことなく民間側パートナーに提供される。
3. 国側パートナーが民間側パートナーに土地区画またはそれに対する権利を提供する義務を履行しない場合、民間側パートナーによる官民パートナーシップ協定の一方的な破棄の根拠とすることができる。
4. 官民パートナーシップ協定の終了は、官民パートナーシッププロジェクト実施のために提供された土地区画に関する契約関係の終了の根拠となる。

第28条 官民パートナーシップ協定当事者の財産的責任

1. 官民パートナーシップ協定の双方は、トルクメニスタンの法令および官民パートナーシップ協定に従って、自らの義務の不履行または不適切な履行に対して財産的責任を負う。
2. 当事者の一方が官民パートナーシップ協定に規定された義務を履行しない、または不適切に履行した場合、他方の当事者は生じた損害に対して賠償を受ける権利を有する。

第29条 官民パートナーシップの対象物に対する所有権移転の手順

1. 官民パートナーシッププロジェクトの枠内で設計、創設、融資、改築、運用および保守された官民パートナーシップの対象物の所有権を、国側パートナーまたは国有財産に関する国の被授權機関に移転する手順は、官民パートナーシップ協定により定められる。
2. 官民パートナーシップ協定は、官民パートナーシップ対象物の所有権の移転に関し、以下の時点を記載しなければならない。
官民パートナーシップ対象物の運用開始日。
官民パートナーシップ協定の有効期間の終了日。
官民パートナーシップ協定に定められるその他の時点。

第七章 民間側パートナーおよび債権者の権利の保証

第30条 民間側パートナーの権利の保証

1. 後に採択されたトルクメニスタンの法令が、官民パートナーシップ対象物への投資の条件を悪化させる場合、官民パートナーシップ協定の締結日から10年以内は、締結日に施行されていたトルクメニスタンの法律が民間側パートナーに適用される。
2. 民間側パートナーは、トルクメニスタンの更新法令のうち、官民パートナーシップ対象への投資の条件を向上させる規定を、自らの裁量で適用する権利を有する。

第31条 債権者の権利の保証

1. 官民パートナーシップ協定は、官民パートナーシップ協定が破棄された場合の補償額等、債権者の権利を保証する規定を含むことができる。

2. 民間側パートナーは、債権者に対し、官民パートナーシップ協定およびその協定を実施するために締結された諸協定に基づく自らの権利も含め、各種権利、官民パートナーシッププロジェクトの一部をなす資産、株式の質権、権利の質権または譲渡、同協定に基づく利益および支払金など、あらゆる形態または種類の担保を提供することができる。

第Ⅷ章 官民パートナーシッププロジェクトの実施に関する監視および報告

第32条 官民パートナーシッププロジェクトの実施状況の監視

1. 被授権機関は、官民パートナーシップ協定の条件を遵守させるために、官民パートナーシッププロジェクトの実施を監視する。民間側パートナーは、監視の実施のために、官民パートナーシップ対象物および関連文書へのアクセスを保証する義務を負う。
2. 官民パートナーシップ協定は、官民パートナーシッププロジェクト実施についての情報交換に対する、協定双方の義務について規定する。

第33条 官民パートナーシッププロジェクトの実施状況の報告

1. 国側パートナーは、官民パートナーシップ協定の双方によって署名された官民パートナーシッププロジェクトの実施に関する報告書を、被授権機関に提出する。
2. 官民パートナーシッププロジェクトの実施に関する報告書の様式、提出の手順および期限については、被授権機関の承認を受ける。

第34条 官民パートナーシップの財政支援の種類

官民パートナーシップ協定の枠内で、以下の種類の財政支援を民間側パートナーに提供することができる。

官民パートナーシッププロジェクトの実施による民間側パートナーの最低収入保証を目的としたものを含む、各種補助金。

官民パートナーシッププロジェクトの実施に必要な資産および財産の形での投資。

官民パートナーシッププロジェクトの実施過程で、生産または供給された商品（作業、サービス）の一定数または一部の、消費または利用に対する支払いとして支出されるトルクメニスタン国家予算資金。

財政融資、公債、補助金、貸付金の形でのトルクメニスタン国家予算資金の提供。

トルクメニスタンの国家保証。

税金やその他の減免。

その他の種類の融資、保証および（または）補償。

第35条 官民パートナーシップ協定に基づく支払

1. 官民パートナーシップ協定は、利用料、アベイラビリティ・ペイメントおよびその他の支払について規定することができる。
2. 利用料、アベイラビリティ・ペイメントおよびその他の支払のために割り当てられる予算は、官民パートナーシップ協定の期間中、トルクメニスタン国家予算の歳出部分において、毎年計上される。
3. 民間側パートナーは、官民パートナーシップ協定に基づき、国側パートナーに対し、以下の形で支払いを行うことができる。
 - 定期的な支払われる固定額。
 - 一回限りの支払い。
 - 民間側パートナーが、自らの活動により得る任意の収入の一定割合。

官民パートナーシップ協定は、さまざまな種類の支払いの組み合わせを規定することができる。

第X章 終則

第36条 紛争の解決

官民パートナーシップの分野で発生した紛争は、トルクメニスタンの法令に定められる手順に従って解決される。

第37条 官民パートナーシップに関するトルクメニスタンの法令に違反した場合の責任

官民パートナーシップに関するトルクメニスタンの法令に違反し有罪となった者は、トルクメニスタンの法令が定める手順に基づいて責任を負う。

第38条 本法の施行

本法は、その公布日より施行される。

トルクメニスタン大統領
グルバングルイ・ベルディムハメドフ

アシガバード市 2021年6月5日
第379-VI号

*トルクメニスタン公用語からの翻訳